

平成二十二年三月二十三日受領
答弁第二五五号

内閣衆質一七四第二五五号

平成二十二年三月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ビザなし交流船への入港税課税問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ビザなし交流船への入港税課税問題に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「協議」には、外務省から渡邊修介在ユジノサハリンスク総領事、在ユジノサハリンスク総領事館員一名及び事務官一名並びに内閣府の事務官一名が出席した。

二について

御指摘の点については、御指摘の「協議」において要請はなされていない。

三及び四について

政府としては、御指摘の点について、ロシア連邦政府部内においてどのような調整がなされているのか承知していないが、四島交流が従来どおりの形で継続されることを期待している。

仮にロシア側が、四島交流の実施に当たり、御指摘の点を含め、北方領土においてロシア連邦の法令が適用されるべきとの主張を行うようなことがあれば、北方領土問題に関する我が国の法的立場にかんがみ、受け入れることは困難である。